

流山ウェルカムマップ運用規約

(目的)

第1条 この規約は、流山市第Ⅱ期シティセールスプランに基づき、流山市の来訪者及び転入者が市内の良質な住環境等の魅力をわかりやすく便利に得るための流山ウェルカムマップ(以下「本マップ」という。)の作成と運用について、必要な事項を定め、もって本事業の適正な運用を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、市が実施する。

2 市は、本事業の実施について必要と認める業務を市民有志プロジェクト等、第三者と協働して行うことができる。

3 本事業の事務は、流山市マーケティング課が行う。

(情報の内容)

第3条 本マップは、次の各号に掲げる情報を提供する。なお、具体的な内容については、市SNS等を通じて市民等から期間を定めて収集し、市において精査する。

(1) 緑視率の高い良質な住環境であることが伝わるもの。

(2) 充実した子育て・教育環境がある市であることが伝わるもの。

(情報の掲載と更新)

第4条 市民等から寄せられた情報の本マップへの掲載及び更新は、原則市マーケティング課で行う。ただし、市民有志プロジェクト等の第三者に協力を依頼することができる。また、市民から収集した内容であっても、次の各号に該当する場合は掲載、更新を行わない。

(1) 公序良俗に反する及び犯罪に関連する場合。

(2) 明らかに事実と異なると認識した場合。

(3) 個人情報等を侵害する場合。

(4) 事業者等の利益を侵害する場合。

(5) 政治活動又は宗教活動に関する場合。

(6) そのほか法令に違反及び違反する恐れがあると判断される場合。

(情報の掲載先と公開)

第5条 本マップは、市民公開GISにおいて公開する。なお、地図データはJPEG形式、PDF形式、及び外部地図サービス等、来訪者及び転入者が閲覧しやすい形式を併せて公開する。

(利用料)

第6条 本マップの利用料は無料とする。ただし、利用に必要な機器、通信料等は、本マップ閲覧者が負担する。

(禁止事項)

第7条 本マップの閲覧者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)本マップの目的を逸脱して利用する行為。
- (2)公序良俗に反する行為及び犯罪にかかわる行為。
- (3)個人情報侵害する行為。
- (4)事業者等の利益を侵害する行為。
- (5)政治活動又は宗教活動に関する行為。
- (6)本マップの運営に支障をきたす行為及び信用を毀損する行為。

(著作権)

第8条 本マップの著作権は、市に帰属する。

(自己責任と損害賠償等)

第9条 本マップの閲覧者等は、自己の判断と責任において本マップを利用する。

2 閲覧者等が本マップの利用による損害を被った場合、市は一切の責めを負わない。また、損害を他者に与えた場合は、自らの責任を持って対応するものとする。

3 市は、閲覧者等が故意もしくは重大な過失によりまたはこの規約に違反して本マップに損害を与えた場合は、損害賠償を求めることができる。

(運用の停止)

第10条 市は、本マップのメンテナンス、第7条に規定する禁止事項の発生、天災その他の不慮のトラブルの発生等により、閲覧者に通知や承諾を得ることなく、本マップの一部または全部の運営を停止することができる。

2 市は前項の規定により、閲覧者等が運営の停止により被った損害等の責めは一切負わない。

(規約の改正)

第11条 この規約は、必要に応じて閲覧者に承諾を得ることなく改正できるものとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附則

この規約は、令和2年6月11日から施行する。